

議会運営委員会会議記録（概要）

令和6年12月6日（金）

開 会 午前9時0分

**【議 事】**

請願第3号 国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）  
廃止の意見書」提出を求める請願書

大石委員長

審査の進め方も含め、ご意見がある方はお願いします。

**【質 疑】**

谷口委員

国への意見書は、従来からご承知のとおり、議員提出議案として提出しております。その中で、今回のような国へ意見書を提出してくださいという趣旨の請願は、これまでの議会運営委員会においてこのようなやり方は望ましくないし、疑問であるというような意見があった。我々は、入り口の段階での共通理解がされているとの認識なので、このような形は認められないとの考えである。

矢作委員

いま、谷口委員から共通理解がされているとの意見が出ましたが、私どもとしては市民の請願権を妨げるような議会運営の在り方についてはいかなものかと思っている。そして、このような請願が提出されているので、提

出者から参考人として意見を聴くことを求めたいと思う。

川辺委員

うちの会派では、国へ意見書の提出を求める請願ということで、これまで議会改革を進めてきた中で、本市議会においては、国への意見書は各会派が提出していく方向性できているため、谷口委員と同じで、入り口の段階で違うということから、請願としてはすぐわないと思う。

矢作委員

川辺委員からも、請願の提出としてすぐわないという発言があったが、そのことについては、市民の請願権ということがあるので、このことについては別の機会に議論をする必要があると思うし、そういったやり方が議会改革というところは理解できないところである。

粕谷委員

確かに請願権はあるので、それは尊重しなければいけないとは思いますが、ただ、これまで所沢市議会として意見書は直接会派から議会運営委員会に提出できることであり、このような国に意見を求める請願は、過去にも同じように対応しているので、それをあえてここに提出してくることがいかなものかと思う。そういった趣旨で、谷口委員も川辺委員も発言されたと思うし、そういった意見に私も賛成である。

大石委員長

議会運営委員会の運営について機関意思の決定は全会一致とする、とあり、現時点で3会派から賛同できないとの意見をいただいております。

他にご意見がなければ、いま、賛成と反対の双方の意見がありました。

議会運営に関する申し合わせ事項において「議会運営委員会の運営について、機関意思の決定は全会一致とする。その他の運営については、全会一致になるよう最大限努力する。」としています。

全会一致に向けた最大限の努力に時間を要するため、請願第3号についての採決を留保します。

散 会 （午前9時6分）